

## GPA 制度に関する規程

2017 年 1 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）における履修科目の成績評価の指標となるファンクショナル・グレードポイント・アベレージ（以下 GPA という。）に関して、その取扱いについて必要な事項を定める。

(評価および GP)

第 2 条 本学が使用する GPA とは、各授業科目の 100 点満点から 60 点までの成績評価に対応して 4.5 から 0.5 のグレードポイント（各評価に与えられる数値。以下 GP という。）を付与して算出する 1 単位当たりの評定平均値をいう。

- 2 各科目の GP は成績点から 55 を減じ、10 で除して算出する。ただし、59 点以下の不合格科目の GP は 0 とする。

(GPA の計算方法および種類)

第 3 条 学生の GPA は次に定める方法により計算する。計算値は、小数点以下第 4 位を四捨五入して第 3 位までを表記する。

(1) 学期 GPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

$$\text{学期 GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計 (総和)}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の単位数の合計 (総和)}}$$

(2) 学年 GPA

当該年度の授業科目の成績評価で得た GP の合計を対象とする。同一年度に不合格科目を再履修した場合は、成績評価で合格を得た成績のみを対象として算出する。

$$\text{学年 GPA} = \frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計 (総和)}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の単位数の合計 (総和)}}$$

(3) 累積 GPA

入学時からの現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(GPA 計算期日)

第 4 条 GPA の計算は、学期ごとに指定された期日（前期にあつては 9 月 1 日、後期にあつては 3 月 1 日とする。以下「GPA 計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 教員は、GPA 計算期日までに成績を確定させなければならない。

(GPA 対象授業科目)

第5条 GPA算出の対象授業科目は、素点で成績評価を受けた授業科目とする。

(GPAから除く授業科目)

第6条 次の授業科目等については、学期GPAおよび累積GPA算出の対象科目から除くものとする。

- (1) 本学で履修し成績評価を受けた科目であるが、卒業必要単位に計上しない授業科目(教職、司書、博物館に関する資格科目等)
- (2) 本学以外の大学で修得した授業科目または入学前に他の大学等において修得した授業科目
- (3) 大学以外の教育施設等における学修で本学が卒業要件に算入できる科目として認定したもの

(成績が確定していない科目の取扱い)

第7条 GPA計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(履修放棄科目の取扱い)

第8条 履修登録確認変更期間内に履修登録を取消した場合および学科長等による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は不合格として扱う。

(対象科目の履修中止)

第9条 履修登録した科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修中止期間内に限り、履修中止届によりGPA対象科目の登録を取消することができるものとする。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第10条 不正行為により無効とされた成績は、不合格として扱う。

- 2 当該学期のGPA計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期のGPA計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、学期GPAを再計算するものとする。

(再履修等におけるGPAの取扱い)

第11条 履修した授業科目について不合格と評価され(前条により不合格として扱われた場合を含む。)、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期GPAを計算し、過去において不合格と評価された当該授業科目に係る数値は、累積GPAの計算式から除外する。

(GPAの通知)

第12条 GPAの学生への通知は、各学期の成績通知書に学期GPAおよび累積GPAを表示することにより行う。ガイダンスで配付する成績通知書で、学年GPAと累積GPAを表示する。

- 2 教務部長は、各学科の長に対して学期ごとに在籍学生の学期GPA、累積GPAを通知する。

(成績証明書への記載)

第13条 成績証明書には、累積GPAを記載するものとする。

(学修指導)

第14条 各学科および各教育センター（以下「学科等」という。）は、GPAを含む学業成績に基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。

- 2 クラス担任は、学生のGPAを通じて次学期の勉学に対する適切な助言を行うものとする。
- 3 2学期にわたりGPA1.0以下の成績不振となった学生に対しては、各学科は就学状況について調査をした上で、保証人を交えた指導を行い、以後適宜指導を継続するものとする。
- 4 前3項による指導にも係わらず成績改善、就学状況の改善が見られない場合には、各学科は退学勧告を含めた進路指導を行うものとする。

(GPAデータの提供)

第15条 本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究にGPAのデータを必要とする場合、教務部長は当該組織にそのデータを提供することができる。

- 2 大学の事務部門において、学生の大学生活における指導・支援のためにGPAデータを必要とする場合、教務部長は当該部門にそのデータを提供することができる。

(GPAデータの活用)

第16条 学科等および事務部門は、GPAを次の事項等に利用することができる。

- (1) 成績優秀者に対する奨学金や授業料減免の基準として
- (2) 留学や留学奨学金の資格基準として
- (3) 履修上限単位の緩和基準として
- (4) 特定の授業科目や資格課程の受講資格基準として
- (5) SA（スチューデント・アシスタント）やPI（ピア・インストラクター）の採用基準として
- (6) 大学院への進学基準として
- (7) 学生表彰の基準として
- (8) 教学上の資料作成や分析の指標として
- (9) その他

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2017年3月31日において在学する者（以下「在学者」という。）および在学者の属する年次に転入学、編入学または再入学する者については、第14条の規定は適用しない。